

令和 3 年

第 2 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 3 年 4 月 2 7 日（火）

伊勢原市農業委員会

第2回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月27日（火） 午前10時12分～
- 2 開催場所 伊勢原市役所3階 全員協議会室
- 3 委員在任定数 10名
 - 1 鈴木 雅之
 - 2 麻生 伸一
 - 3 田中 光男
 - 4 杉本 和彦
 - 5 古屋 幸男
 - 6 越水 一雄
 - 7 重田 千秋
 - 8 三野 孝文
 - 9 市川 正美
 - 10 大木 克美
- 4 出席委員数 9名（その他、農地利用最適化推進委員 11名出席）
- 5 欠席委員数 1名（8番 三野 孝文）
- 6 署名委員 杉本 和彦
大木 克美
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局等職員出席者 伊藤 陽一（事務局長）
青木 優
松本 拓也
岸 好夫
- 9 傍聴者 0名
- 10 審議内容 （開会 午前10時12分）

〔事務局長〕 只今より第2回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。
本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。欠席の委員は、8番・三野孝文委員1名で、定足数に達していることを御報告いたします。

〔議長〕 それでは、只今から、第2回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、1番・杉本 和彦委員と2番・大木 克美委員の両名をお願いをいたします。
それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告6件、議案5件の計11件となっております。まず、報告より入ります。

〔議長〕 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

〔事務局〕 農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が17件ありました。この届出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。議案書

の１ページから７ページまでをご覧ください。今回、比々多地区で３件、成瀬地区で２件、高部屋地区で６件、大田地区で６件、計１７件の届出を受理しています。

いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。

〔議長〕 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が１７件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

〔議長〕 無いようですので、次に移ります。報告第２号、農地法第４条第１項第８号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

〔事務局〕 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするとときは、農地法第４条第１項第８号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区内の１件、比々多地区の１件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について補足いたします。報告第２号の１については、隣接する土地を含めて共同住宅を建築するところ、計画地の一部に農地が含まれていることが判明したものです。

報告第２号の２については、昭和５３年に転用届出のあった隣地と一体で宅地として使用していたものが、相続の発生により農地転用手続に漏れがあったことが発覚したもので、追認することに支障ありません。

〔議長〕 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が２件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

〔議長〕 無いようですので、次に移ります。報告第３号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

〔事務局〕 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、農地法第５条第１項第７号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり、大田地区内の２件について、専決により届出を受理しましたので報告します。届出内容について、補足いたします。

計画地の中に、２名の土地所有者がおります関係上、２件の届出となっておりますが、これらの届出は、別々の案件ではなく、一体で砂利敷き駐車場を造成するものです。

〔議長〕 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で所有権移転を伴う農地転用の届出が２件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

〔議長〕 無いようですので、次に移ります。報告第４号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

〔事務局〕 この証明は、相続税納税猶予期間の３年ごとの証明です。比々多地区で１件の申請がありました。申請人は三ノ宮にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和３年３月３１日、対象農地の明細は、１１ページから１２ページです。三ノ宮字下木津根

に8筆、同字中木津根に17筆、同字宝地に1筆、合計26筆、面積は15,221平方メートルです。4月12日に事務局で現地調査を行い、対象農地では、主にブドウや梨の栽培、水稻の稲刈り跡を確認しています。4月15日付けで専決処分で証明書を発行しました。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明が1件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、次に移ります。報告第5号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 電気通信事業者が行う送電用工作物や携帯電話基地局の設置に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用許可は不要ですが、県との事前協議が必要です。今回、高部屋地区で1件の届出がありました。図面番号1番をご覧ください。届出人は、東京都内の電気通信事業者です。転用の目的は上粕屋字辻の畑1筆、面積965平方メートルの一部4平方メートルの部分に携帯電話基地局を設置するものです。工期は、5月1日から5月31日までの1カ月間、届出日は令和3年3月17日で、既に事業計画書を県に提出し、事前協議は完了しています。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。この件について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、次に移ります。報告第6号、農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり、高部屋地区内の9件について、専決により通知を受領しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。この9件の届出は、いずれも同一の賃借人の破産によるものです。なお、これら土地については、既に借受けを希望する者がおりますことを申し添えます。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。この件について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、議案に入ります。議案第1号、生産緑地地区の取得のあっせんについてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 今回、成瀬地区から2件申請がありました。議案第1号の1、図面番号は2番です。併せて公図をご覧ください。

対象の生産緑地は、下落合字堤下の農地3筆、面積は1,672平方メートルです。買取申し出者は、市内下落合の方で、本年3月26日に開催した第37回総会で承認を得て、

「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明」を発行しております。

今回、この方から、市に生産緑地の買取りの申出請求があり、生産緑地法第13条により、市長から土地取得のあっせんの依頼がありました。地元の農林業従事者の中で、当該土地の取得希望者があった場合には、令和3年5月14日までに農業委員会事務局へ御連絡をお願いします。連絡がない場合には、土地取得希望者がいないものとして、市長に報告をさせていただきます。

次に、議案第1号の2、図面番号は3番です。併せて公図をご覧ください。

対象の生産緑地は、高森1丁目の農地4筆、面積は992平方メートルです。買取申し出者は、市内高森1丁目の方で、本年3月26日に開催した第37回総会で承認を得て、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明」を発行しております。

今回、この方から、市に生産緑地の買取りの申出請求があり、生産緑地法第13条に基づき、市長から土地取得のあっせんの依頼がありました。こちらも地元の農林業従事者の中で当該土地の取得希望者がある場合は、令和3年5月14日までに、農業委員会事務局へ御連絡をお願いします。連絡がない場合には、土地取得希望者がいないものとして、市長に報告をさせていただきます。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」とことといたします。

[議長] 議案第1号の2について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の2について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり認める」とことといたします。

[議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、比々多地区で1件の申請がありました。
議案第2号の1、図面番号は4番です。併せて公図をご覧ください。申請地は、善波字上改戸の1筆、面積は98平方メートルの畑です。規模拡大のため、有償にて所有権を移

転します。譲渡人は善波の方で、譲受人も善波の方です。譲受人世帯の経営農地面積は、13,686平方メートルで、下限面積の特段の面積30アールを超えていますので農地取得に支障はありません。4月8日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行ったところ、取得する農地は道路脇の細長い土地で休耕中でした。東奥の畑を耕作するには、申請地を通る以外なく、一体利用して使い勝手をよくするために申請されたものです。所有している農地については、9割がみかん畑で、みかんのもぎ取りが中心で「あかざと園」の名称で農業経営をしています。その他の畑は、収穫跡とタマネギ・ジャガイモが栽培され、農機具の保有も確認しています。なお、申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号の該当事項はありませんでした。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 4月8日に事務局と譲受人の耕作農地、農機具を確認いたしました。耕作農地は、大部分がみかん園で、管理も良くされておりました。また、耕作農地は、事務局の説明のとおり、下限面積の特段の面積30アールを超えておりますので、農地を譲り受けることに問題はないと思います。なお、4月23日に再度、地区の農業委員、推進委員全員で現地を確認しております。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 図面番号は5番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、西富岡字下ノ田、面積2176平方メートルのうち714.7平方メートルと、面積296平方メートルのうち224.13平方メートル、合計面積938.83平方メートルを第二東名高速道路建設工事における伊勢原ジャンクション調整池工事に伴う現場事務用地として使用するために一時転用するものです。

本件は、昨年4月の第26回総会で、工事の遅れによる工期延伸のため、転用期間の延長については承認を得ましたが、今回、再度、工事の遅れによる期間延長を求めるもので、工期は令和4年4月9日までです。賃貸人は市内西富岡にお住いの方、賃借人は、札幌に本社置き、東京に支店を置く建設業を営む会社です。

申請地を選定した理由は、整備を行う調整池は、交差する県道伊勢原津久井線から伊勢原ジャンクション間の建設中の高速道路高架橋の下に作られ、工事現場の周囲には、利用できる宅地や雑種地はなく、工事現場までの距離も100メートル程の好条件であったためとのことです。

申請地の立地基準は、河川、第二東名、宅地等により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地内は全面砂利敷とし、法面を含めて転圧処理をします。現場事務所、休憩所はユニット式で基礎はありません。雨水は自然浸透処理とし、汚水については、既設のU字溝に接続し、隣接する河川に放流します。また、仮設トイレは汲み取り式のため、放流等はいりません。なお、工事が完了後、速やかに砂利、仮設事務所等を撤去し、農地を耕作ができる状態に復元して賃借人に返却します。

計画としては、周辺農地への影響もなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、都市計画法及びまちづくり推進条例には該当せず、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] この案件は、一時転用の継続ということですが、4月23日に地区の委員と現地確認を行いました。従来どおり適正に利用されており問題はございません。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第5号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」といたします。

[議 長] 議案第4号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第4号の1、図面番号は6番です。併せて公図、資料をご覧ください。申請地は、岡崎字花立の2筆、合計面積は97平方メートルです。申請の経緯につきましては、昭和56年に三日月形の土地、と交換取得し、昭和60年に工場建設の許可を得て工場を建設しました。その際に敷地の一部として駐輪場・駐車場として使用し、現在に至ります。周囲は宅地に囲まれ、周辺農地に支障なく、農地に復元することが著しく困難で他法令にも違反はありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回、非農地証明の手続きとなりました。経過を証明する資料としては、平成2年の航空写真、平成3年度の固定資産税名寄帳を添付しています。申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。なお、申請地は、「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1による「進入路及び駐車場等」に該当します。

議案第4号の2、図面番号は7番です。併せて公図、資料をご覧ください。申請地は、上粕屋字子易の1筆、面積は142平方メートルになります。申請地の経緯につきましては、母屋は戦前からの建物で、本人の申し出によると、100年ほど昔の物とのことで、付属物置は昭和42年の建物登記簿に19.40平方メートルと記されております。県道

に面した宅地と一体として奥の農地を利用していたもので、周囲は宅地に囲まれ、周辺農地に支障なく、農地に復元することが著しく困難で他法令の違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

経過を証明する資料としては、昭和44年の航空写真、昭和42年の建物登記簿を添付しています。申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

申請地は「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1による「建築物又は工作物の敷地」に該当します。なお、令和2年12月に建物老朽化が激しく危険なため、やむを得ず取り壊し、樹木も伐採をしています。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1について、地区担当委員からの補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 4月25日に地区の担当委員4名で現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおり、農地としての利用は難しく、非農地としての判断は適切であると全員一致で認めたところでございます。

[議長] 次に、議案第4号の2について、地区担当委員からの補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 4月23日に大山・高部屋地区の農業委員2名と推進委員3名全員で現地確認を行いました。先ほど事務局から説明がありましており、戦前から古い建物と物置が建っており、建物が建っていないところは木が生い茂り、航空写真のあるように大木もございました。農地に復元することは非常に困難であり、周囲も農地には隣接していないので、特に問題はないと思われます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第4号の1について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号の1について、「原案のとおり承認とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり承認とする」といたします。

[議長] 議案第4号の2について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号の2について、「原案のとおり承認とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第４号の２については、「原案のとおり承認とする」ことといたします。

[議 長] 議案第５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

今回お諮りする案件は、例月のとおり、新たに申出が行われたものと、４月３０日に利用権の満期を迎えることから、引き続き利用権を設定するための申出が行われたものなどに分かれますので、これら分別した上で、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

第１に、新たにありました８件、１５筆、８，４４４平方メートルの利用権の設定に関する意向の申出について、御説明いたします。

まず、議案第５号の１、伊勢原地区、岡崎字大割の１筆、６１４平方メートルの申出は、５年の賃借権の設定を希望するもので、受け手は、認定農業者です。

次に、議案第５号の２、伊勢原地区、岡崎字野陣の１筆、７６０平方メートル、議案第５号の３、伊勢原地区、岡崎字野陣の１筆、８７６平方メートルの申出は、５年の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、認定農業者です。

次に、議案第５号の４、高部屋地区、日向字上荒田の２筆、２，２７０平方メートルの申出は、２年の賃借権の設定を希望する農地中間管理事業です。

次に、議案第５号の５、比々多地区、三ノ宮字上木津根の１筆、９９１平方メートルの申出は、５年の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、３０アール以上の耕作を行っています。

次に、議案第５号の６、比々多地区、三ノ宮字石原田の１筆、９６６平方メートルの申出は、５年の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、３０アール以上の耕作を行っています。

次に、議案第５号の７、比々多地区、串橋字古屋敷の１筆、４９３平方メートルの申出は、５年の使用貸借による権利の設定を希望するもので、受け手は、３０アール以上の耕作を行っています。

次に、議案第５号の８、大田地区、小稲葉字畠合の７筆、１，４７４平方メートルの申出は、５年の使用貸借による権利の設定を希望する農地中間管理事業です。

いずれも経営規模の拡大に資するものと考えられ、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

第２に、４月３０日に利用権の満期を迎える１７件、４０筆、２４，６０３平方メートルの利用権の設定の継続に関する意向の申出について、御説明いたします。対象は、議案第９号から２５号までです。

この申出の内訳は、高部屋地区で、４件、６筆、５，７８５平方メートル、うち全てが賃貸借、比々多地区で５件、１０筆、８，０２３平方メートル、うち賃貸借が、１件、１筆、１，０９０平方メートル、成瀬地区で５件、１６筆、７，１１６平方メートル、うち賃貸借が３件、６筆、２，９７９平方メートル、大田地区で３件、８筆、３，６７９平方メートル、これら全てが賃貸借です。

第３に、いわゆるリース方式で参入する法人等、解除条件を付す高部屋地区の１０件、１７筆、１７，５８９平方メートルの利用権の設定に関する意向の申出について、御説明いたします。なお、「解除条件付き」とは、借り受けた農地を適切に利用していないと認められる場合に、利用権を解除する旨の条件を付して利用権設定を行うもので、リース方式での法人参入については、このことが法令で定められています。対象は、議案第５号の２６から３５までです。これらは、破産した法人から必要な資材の一部や栽培技術等の事

業譲を受け、農業へ新規に参入するもので、農業に常時従事する役員等の配置等の農業に参入するに当たって法令上具備すべき要件を満たしています。

第4に、議案第5号の36、4月30日に利用権の満期を迎えるもののうち、いわゆるリース方式で参入する法人等、解除条件を付す、利用権の設定の継続に関する意向の申出について御説明いたします。

議案第5号の36、高部屋地区、西富岡字道替戸の1筆、1, 110平方メートルが該当します。当該法人は、このほかにも農地を借り受けて営農しておりますが、令和3年の更新はこの一筆となります。以上、御審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第5号について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 以上を持ちまして、第2回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【10時58分 終了】